

山形海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針を次のとおり定める。

令和 8 年〇月〇日

山形海区漁業調整委員会
会長 加藤 栄

火光利用による一本釣漁業の制限に係る委員会指示違反に対する処分方針（案）

山形海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 120 条の規定により行った火光利用による一本釣漁業の制限に係る委員会指示（以下「委員会指示」という。）の違反に対する委員会の処分等は、この方針によるものとする。

（処分等の種類）

第 1 違反者に対する処分等の種類は、次のとおりとする。

（1）注意

口頭による注意を行うことをいう。

（2）警告

文書による警告を行うことをいう。

（3）知事への裏付命令申請

法第 120 条第 8 項の規定により、山形県知事に対して、委員会指示に従うべきことを命ずべき旨の申請を行うことをいう。

（4）承認取消

違反者が委員会指示により漁業の承認を受けている場合、その承認を取り消すことをいう。

（違反の程度及び違反回数毎の処分等）

第 2 委員会指示の種類及び違反の程度及び内容は、別表 1 に掲げるものとする。

2 委員会は、次表に掲げる違反の程度及び違反回数に応じて、同表に掲げる処分等を行うことができる。

3 委員会指示による漁業の承認を受けている者が、遊漁船業として火光を利用した遊漁で採捕した水産動物を水揚げした場合は、火光利用による一本釣漁業とみなし、委員会指示の制限内容違反とする。

別表 1

違反の程度及び内容	初回	2 回目	3 回目以降
軽微な違反 （承認証の不携帯等）	注意	警告	警告
中度の違反 （報告書の未提出等）	警告	警告	知事への裏付命令申請、又は承認取消
重大な違反 （未承認、制限内容違反等）	警告	知事への裏付命令申請、又は承認取消	-

3 承認を取り消された者については、その後 3 年間は新たな承認は行わないものとする。
また、知事への裏付け命令申請に係る者も同様とする。

（承認取消をしようとする場合の手続き）

第 3 委員会が、前第 1 項の表に掲げる承認取消をしようとする場合は、行政手続法（平

成 5 年法律第 88 号) 第 13 条第 1 項の規定に基づき、当該承認取消の名あて人となるべき者について、意見陳述の機会を与えることとする。

- 2 前項の意見陳述は、聴聞により行い、その手続きは、行政手続法及び山形県聴聞の手続に関する規則（平成 6 年 9 月山形県規則第 66 号）の規定の例による。

(違反回数計算)

第 4 第 2 第 2 項の表に掲げる違反回数の計算は、同一違反者における違反の程度毎の違反回数を通算する。

- 2 同一違反者でないものであっても、経営の実態が同等と認められるものにあつては、違反回数を通算する。
- 3 併合違反（違反内容が 2 つ以上）の場合には、その処分等の内容が最も重い処分等とし、違反回数は 1 と数える。
- 4 最終違反の日より 5 か年を経過する日までに次の違反をしなかった場合には、違反回数の通算を打ちきり、違反回数を 0 とする。